

吸収分割公告

平成 23 年 8 月 24 日

債権者各位

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目 6 番地の 8
株式会社ビック東海
代表取締役 鵜田 勝彦

当社（以下「甲」といいます。）は、吸収分割により株式会社ザ・トーカイ（以下「乙」といいます。住所：静岡県静岡市葵区常磐町二丁目 6 番地の 8）の情報通信本部の事業のうち、TOKAI カード事業及び CAFE TOKAI 事業を除いた全ての事業に関する権利義務を承継することにしたので公告します。

効力発生日は平成 23 年 10 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 3 項本文、乙は同法第 784 条第 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出済です。
- (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出済です。

以上